

## 水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告（概要）

### 1. 背景及び経緯

水道法第20条に基づき、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、「水道事業者等」という。）が水質検査を義務づけられている。自己検査ができない水道事業者等は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）等に委託して検査を行うことが認められており、水道事業者等が水質検査を登録検査機関に委託する機会は年々増加している。

一方、一部の登録検査機関において水質検査の不正行為が発覚するとともに、検査料金の行き過ぎた価格競争に起因した水質検査の質の低下が懸念される等、第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）において問題提起された。

こうした背景の下、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際の水質検査の信頼性を確保するための方策を検討するため、厚生労働省健康局水道課内に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」を設置し、平成22年5月から6回にわたり審議を行い、パブリックコメントも踏まえた報告（別添）を11月にとりまとめた。

### 2. 報告書の概要

報告では、水道事業者、登録検査機関に対して行った調査の結果等から、水質検査を巡る課題について整理した。

水道事業者は、水質検査を委託した際に、水質検査結果書だけを受領し、精度管理状況や検査内容の確認を行っていないこと、登録検査機関以外の機関に委託していること、臨時検査の取り決めがないこと、水質検査が困難なほどの低廉な価格で委託している場合があること等が明らかとなった。

登録検査機関については、試験の操作や試料の採取が必ずしも検査法告示や標準作業書に定められた方法で行われていないこと、水質検査を再委託する事例や水道事業者等と直接契約しない等契約形態が不適切であること、検査料金が受注競争や委託者の価格設定に応じて低料金化し、検査設備の保守や人材の確保といった面にしわ寄せが生じかねない状況であること等が明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水道事業者が検査結果に責任を持つことを前提に、水道事業者、検査機関そして国を含めた関係者が一体となって水質検査の信頼性の確保を図るべきでとした上で、それぞれの取組の方向性や講じべき具体的な措置を示した。

- ・水道事業者：一定の価格競争が生じる場合においても水質検査の精度を確保するための必要な費用を負担した上で、登録検査機関への適切な業務委託（直接契約、速やかな検査等）と検査実施状況の確認等
- ・登録検査機関：試料採取、運搬方法や試験方法の明示、再委託の禁止、検査料金の積算根拠の明確化等
- ・国：検査機関の登録、更新時の審査の充実、実地調査等による指導及び監督等

(参考1) 水質検査の信頼性確保に関する取組検討会委員名簿

座長	安藤 正典	武蔵野大学環境学部 客員教授
委員	浅見 真理	国立保健医療科学院水道工学部水質管理室 室長
	伊佐治 知明	名古屋市上下水道局技術本部施設部 水質管理課長
	小笠原 紘一	全国簡易水道協議会 技術アドバイザー
	齋藤 陽一	桐生市水道局 局長
	渋谷 和美	一般社団法人全国給水衛生検査協会飲料水検査技術委員会 副委員長
	杉本 直樹	国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部第三室 室長
	寺嶋 勝彦	大阪市水道局工務部水質試験所 所長
	西野 二郎	社団法人日本水道協会工務部水質課 課長
	西村 哲治	国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部 部長
	沼尻 伸	茨城県企業局水質管理センター センター長
	松井 佳彦	北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門 教授
	山崎 和男	一般社団法人全国給水衛生検査協会 副会長
	吉田 永	東京都水道局浄水部 部長

(参考2) 水質検査の信頼性確保に関する取組検討会審議経緯

第1回	平成22年5月17日	検討会の設置、検討の進め方について等
第2回	平成22年6月7日	水道事業体及び登録検査機関のアンケート調査結果、ヒアリング等
第3回	平成22年7月1日	ヒアリング、取組の方向性及び具体的な方策等
第4回	平成22年8月4日	報告書案の審議等
第5回	平成22年8月26日	報告書案の審議

(パブリックコメント募集期間 9月3日～10月7日)

第6回	平成22年11月4日	パブリックコメントについて
-----	------------	---------------